

保 発 0313 第 1 号

平成27年 3 月13日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令の施行について

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第32号。以下「改正令」という。）が本日公布され、平成27年4月1日から施行することとされたところであるが、この改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知徹底を図られたい。

記

第一 改正の趣旨

- 国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号。以下「改正法」という。）において、平成22年度から平成25年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策（保険者支援制度（※1）及び都道府県単位の共同事業（高額医療費共同事業（※2）及び保険財政共同安定化事業（※3）））を恒久化することとされた。
 - この施行が平成27年4月1日とされている（※4）ことに伴い、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）について所要の改正を行うこととしている（国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第71号））。
- これらに伴い、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「調交省令」という。）及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第11号。以下「事務費省令」という。）について、所要の改正を行うこととし

たこと。

(※1) 保険者支援制度：

保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者に対して財政支援する制度（国、都道府県、市町村が2：1：1で負担）

(※2) 高額医療費共同事業：

一定額以上（一件80万円超）の高額医療費について、都道府県内の全市町村が拠出し、各市町村の単年度の負担の変動を緩和する事業（国・都道府県が事業対象の1/4ずつ公費負担）

(※3) 保険財政共同安定化事業：

一定額以上（一件30万円超）の医療費について、都道府県内の全市町村の拠出により共同で負担し、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図る事業

(※4) 改正法により、いずれも平成26年度まで延長されている（平成24年4月1日施行）

第二 改正の内容

(1) 保険者支援制度、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の恒久化に伴い、従来、調交省令及び事務費省令の附則において規定していた関係条文を、本則において規定することとしたこと。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

第三 施行期日

改正令は、平成27年4月1日から施行すること。